



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成29年12月28日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

河沼郡会津坂下町の 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年1月31日に東北運輸局福島運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり輸送施設の使用停止の処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成29年12月28日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：旅交通会津株式会社 代表取締役 中村 英明
(法人番号8380002034463)
福島県河沼郡会津坂下町字福原前4105番地3
営業所：本社営業所
福島県河沼郡会津坂下町字福原前4105番地3
3. 行政処分等年月日
平成29年12月22日
4. 行政処分等の概要
 - ①事業用自動車の使用停止処分
平成29年12月28日から平成30年1月8日まで
(10両×12日間停止)
 - ②文書警告
5. 違反の概要
(裏面へ続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：及川、松原

TEL：024-546-0345

音声ガイダンス「3」

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・乗務の前後の点呼を実施していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)
- ・乗務の後の点呼を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第2項)
- ・運転者に対する指導及び監督の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ・国土交通大臣が認定した講習を修了していない者に、運行管理者の業務の補助を行わせていた。

(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・運送引受書の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
- ・点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- ・運行指示書の規定事項の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
- ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)